

パッケージ型消火設備の設置に関する運用基準について

パッケージ型消火設備の設置については、消防用設備等の技術基準（全国消防長会中国支部編集）及び平成 28 年 7 月 19 日付け呉消予第 59 号通知「屋内消火栓設備に代えて用いることができるパッケージ型消火設備の設置基準に係る運用について」に基づき指導しているところです。

パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件は、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成 16 年消防庁告示第 12 号。以下「告示第 12 号」という。）第 3 の要件の規定によるが、当該要件にかかわらず消防法施行令第 32 条を適用し、次の特例基準に該当する場合はパッケージ型消火設備を設置できるものとして運用する。

特例基準

- 1 地階又は無窓階は設置できないこととなっているが、次のいずれかに該当する場合
 - (1) 地階が避難階となる防火対象物で、消防法施行規則（以下「規則」という。）第 5 条の 5 第 1 項に規定する普通階であり、同規則第 2 項各号に該当する開口部を有すること。
 - (2) 地階又は無窓階が、受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみであること。
- 2 令別表第 1（14）項に掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当し、局長又は署長が認める場合
 - (1) 少量危険物の貯蔵又は取扱いがないこと。また、危険物の規制に関する政令別表第 4 の品名欄に掲げる物品（指定可燃物）で、同表の数量欄に掲げる数量以上の保管がないこと。
 - (2) 自動火災報知設備の感知器を煙感知器（規則第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除く。）とし、火災の発生を早期に覚知できること。ただし、指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令別表第 4 で定める数量の 750 倍以上貯蔵し、又は取扱うものを除く。
- 3 既存の防火対象物（屋内消火栓設備の設置が困難な防火対象物に限る。）の位置、構造又は設備等の状況から判断して、局長又は署長が告示第 12 号の基準によらなくとも安全を確保できると認める場合。

付 則

この基準は、令和3年3月11日から運用する。

付 則

この基準は、令和6年4月11日から運用する。